浦添市法務専門員設置規程を次のように定める。

令和 8 年 11 月 2 日

浦添市長　　松　本　哲　治

浦添市訓令甲第 26 号

浦添市法務専門員設置規程

（設置）

第１条　この訓令は、浦添市行政内部におけるさまざまな行政課題及び懸案事項に対して、法的専門性を持つ者から助言、指導等を得るため浦添市法務専門員（以下「専門員」という。）を設置する。

２　専門員の勤務条件、業務内容等について、浦添市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第30号。以下「条例」という。）及び浦添市特別職非常勤職員規則（平成11年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（資格要件）

第２条　専門員は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1)　弁護士法（昭和24年法律第205号）第８条に規定する弁護士名簿に登録されていること。

(2)　地方自治に対する理解及び識見を有すること。

（身分）

第３条　専門員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第３項第３号の規定による非常勤の特別職とする。

（職務）

第４条　専門員は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1)　市を当事者とする契約書、協定書及び覚書等の解釈並びに作成及び変更に関し助言及び指導をすること。

(2)　例規整備等に係る助言及び指導に関すること。

(3)　職員の法的能力向上のための研修に関すること。

(4)　審査請求（審理員による審理手続）に関すること。

(5)　行政対象暴力、不当要求、ハラスメント等の予防及び解決に関すること。

（任期）

第５条　専門員の任期は、１会計年度とする。ただし、再任を妨げない。

（委嘱）

第６条　専門員は、沖縄弁護士会に所属する弁護士のうちから、市長が委嘱する。

（報酬等）

第７条　専門員の報酬等は、条例第２条及び規則第４条の定めるところによる。

２　報酬の額は、日額28,000円とし、勤務した日数に応じて予算の範囲内で支給する。

３　専門員には、報酬のほか、条例で定めるところにより費用弁償を支給する。

（勤務条件）

第８条　専門員の勤務日数は、月曜日から金曜日までのうち、週１日以内とする。

２　専門員は、浦添市役所本庁舎に登庁して職務を行うこととし、勤務時間は、午後１時から午後５時までの４時間とする。ただし、所属長が必要と認めるときは、変更することができる。

３　前２項の規定にかかわらず、所属長が必要と認めるときは、勤務日数及び勤務時間を変更することができる。

（公務災害等の補償）

第９条　専門員の公務上の災害又は通勤に対する補償は、規則第６条の規定により補償する。

（秘密保持義務）

第10条　専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（解職）

第11条　市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、専門員を解職することができる。

(1)　専門員から辞職の申出があったとき。

(2)　専門員としてふさわしくない行為があったとき。

(3)　その他解職に相当する事由があると認めるとき。

２　市長は、前条の規定により解職するときは、理由を示して通知しなければならない。

（補則）

第12条　この訓令に定めるもののほか、専門員に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、令和８年11月２日から施行する。